

## 第2回「令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災被災者義援金」配分委員会審議結果（被災者義援金の第2次配分について）

### 1 配分原資

大分県、日本赤十字社大分県支部、大分県共同募金会に寄せられた義援金を配分原資とする。

### 2 義援金の受入状況

(1) 募集期間 11月20日（木）～令和8年3月31日（火）

(2) 受入額 275,465,116円 (1次配分時 146,502,569円)

(内訳)

大分県	165,575,527円	( 113,869,360円 )
日本赤十字社	63,308,242円	( 11,146,738円 )
共同募金会	46,581,347円	( 21,486,471円 )

### 3 配分計画

#### (1) 配分対象・配分基準

①死者・全壊：②重傷者・半壊：③一部損壊=10：5：1となるよう設定

区分		配分単価	1次(前回)	2次(今回)
人的被害 (1人あたり)	死者	280万円	150万円	130万円
	重傷者	140万円	75万円	65万円
住家被害 (1世帯あたり)	全壊	280万円	150万円	130万円
	半壊	140万円	75万円	65万円
	一部損壊	28万円	15万円	13万円

(2) 今回配分額（総額） 1億2,686万円 (2億6,936万円)

#### (3) 配分方法

①県は、本配分委員会の決定を受け、大分市に配分計画を示し、すみやかに義援金を配分

②大分市は、本配分委員会で決定された配分計画に基づき、被災者に配分

#### (4) 今後の予定

義援金の受け入れ状況等に応じ配分委員会を適宜開催し、追加配分を実施